

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第96号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「条例第7条第1項」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第8条第1項中「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「、条例第3条第2項」を「又は条例第3条第1項」に改め、「又はこの規則第5条第2項若しくは第6条」を削り、「による」の右に「許可の」を加え、同条第2項中「第3条第1項」を「条例第7条第1項」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

別表第1 2備考以外の部分中 「 1 0 0 」 を 「 1 2 0 」 に改め、同表

備考に次のように加える。

6 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、5,000平方メートルを超えて京都市梅小路公園（ステージを除く。）を使用する場合における5,000平方メートルを超える部分に係る1平方メートルにつき1日の使用料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分 80円
- (2) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートルまでの部分 48円
- (3) 20,000平方メートルを超える部分 32円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1 2備考以外の部分の改正規定及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

別表第1 2備考6の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第1 2備考以外の部分の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(建設局みどり政策推進室)